

令和2年7月3日

各施設・事業所の長様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

災害復旧費国庫補助金事務に係る注意事項について

のことについて、東海北陸厚生局健康福祉部健康福祉課長より、別添のとおり事務連絡がありました。

については、施設が被災した場合に災害復旧費国庫補助金を活用するためには、被災状況の県への速やかな報告及び被災施設の被災状況の保存（被災個所の写真撮影等）が必須となりますので、遺漏のないようお願いします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係

係長	槙田	担当	齋藤
電話	058-272-1111（内線2600）		
FAX	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		

事務連絡
令和2年6月30日

各県・指定都市・中核市
施設防災とりまとめ所管課長
施設整備費等所管課長 殿

東海北陸厚生局
健康福祉部健康福祉課長

災害復旧費国庫補助金事務に係る注意事項について

社会福祉施設及び保健衛生施設の整備及び補助金交付業務等につきましては、平素より御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

年度も切り替わり、担当者の異動があったところもあるかと存じますので、下記のとおり災害復旧業務に係る注意事項を周知いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

各県及び市におかれでは、管下市町村及び施設等への周知及び指導をお願いするとともに、適正な災害対策の手続きに努めていただきたく併せてお願ひいたします。

災害発生時における施設等の被災状況の把握及び報告について

近年は、台風及び豪雨による施設の被害が多く発生しております。被災状況の把握は、施設の状況や入所者等の安全確認のほかに、国庫補助金の財源確保のために重要なものであります。次のとおり、災害発生時における情報共有についてまとめておりますので、ご一読ください。

①被災報告等の情報提供

社会福祉施設及び保健衛生施設において災害により被災した場合は、県・指定都市・中核市（以下、「県市」）へ、早急に報告するよう管下関係法人等へ周知願います。また、報告を受理した県市は、速やかにその被災状況を次の報告先へご報告ください。

なお、県市以外の市町村につきましては、県がとりまとめを行いますので、県へご報告ください。

【報告先】

社会福祉施設・・・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び東海北陸厚生局健康福祉課

保健衛生施設・・・東海北陸厚生局健康福祉課

②被災施設の被災状況の保存

被災部分の写真等を念入りに撮るなどし、災害査定時に被災事実を証明できるよう県市から被災施設関係者へ指示願います。特に災害現場に赴かず査定を行う机上査定については、写真のみで被害判定を行うことを念頭において証拠の保全につとめて下さい。（被災状況の記録方法については、「災害復旧費実施調査にかかる留意事項」を参照ください。）

以下は一例です。）

例1) ガラスが100枚割れた。→当該ガラス100枚分を撮影する。

写真がない被災箇所について、被害が判定できず適用除外となり得るため、必ず全ての対象箇所の写真を撮っておく。

例2) 豪雨により床上浸水となりフローリングが反り返った。

→床が沿っていることがわかるよう平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部をサンプルとして残しておく。

③国庫補助協議

被災施設のうち県市で区分した「災害査定希望施設」について、協議を行うこととなります。社会福祉施設にかかるものは1)を保健衛生施設にかかるものは2)を提出ください。

【協議にかかる提出書類（協議書の宛名は「東海北陸厚生局長」。】

1) 社会福祉施設

- ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部
- ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

2) 保健衛生施設

- ・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（別紙様式1） 1部
- ・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議書（別紙様式2） 1部

【提出期限】

災害発生の日から30日以内に提出すること。

【提出先】

東海北陸厚生局健康福祉課